

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

国民健康保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部又は一部を受けることができなくなったときに、傷病手当金を支給することができるよう、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

(1) 支給対象者

被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日が経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日当たりの支給額＝直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3

ただし、30,887円（※）を上限とする。（令和2年3月現在）

※1,390,000円（標準報酬月額等級の最高等級標準報酬月額）×1/30×2/3

(4) 支給期間

ア 支給期間は、1年6か月までとする。

イ 支給期間の始期は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間とし、支給期間は、規則で定める日までとする。

第3 施行期日

(1) この条例は、公布の日から施行する。

(2) この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例第8章の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。この場合において、傷病手当金の

支給期間は、同日までとする。

岩見沢市条例第15号

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月2日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和48年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第40条の次に次の章名及び3条を加える。

第8章の2 傷病手当金

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第40条の2 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があると

きは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。) とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額 (その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。) の 3 分の 2 に相当する金額 (その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。) を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 か月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 40 条の 3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第 40 条の 4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例第8章の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。この場合において、傷病手当金の支給期間は、同日までとする。